

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この度、延長、再延長、再々延長と三回の延長を経て、残された十八道府県のまん延防止等重点措置を全て解除するという国会報告でございましたが、今回の解除を決定する会議体はどこであるか、まず確認させてください。

○国務大臣（山際大志郎君） 最終的には、この後に開かれるコロナ対策本部、総理をヘッドにしており、そこで決定するということになっております。

○吉川沙織君 今大臣から御答弁いただきましたとおり、今の冒頭の国会報告でもありましたが、政府対策本部、正式名称は特措法第十五条第一項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部で決定をされるということになります。

しかしながら、昨晚、総理は会見をなさいました。これまでは正式な決定の後、記者会見等をし

ていた事実には鑑みますと、正式決定の前に会見するというのは手続軽視の側面がないとは言えないと思います。

例えば、総理は二月十七日の記者会見で、「明日、専門家に諮問し、国会報告の上、正式に決定いたします」と発言されています。ですので、総理御自身、この国会報告と政府対策本部の上で決定という流れ、御存じのほうです。三月三日も昨晚も、同じ発言されています。せめて節目の今回、全て解除となる今回は、国民の代表が集うこの場で報告をなさるべきだった、説明責任を尽くすべきだった、果たすべきだったと思います。

今朝開かれた基本的対処方針分科会では、政府が示された基本的対処方針の諮問内容について、全員が賛成されたのか、それとも反対や慎重な意見をおっしゃった委員の方がいらっしたのか、確認させてください。

○国務大臣（山際大志郎君） 最終的には全員で終了させるということをご希望を伺っていますが、いただいたとおっしゃるが、議論の中では、お二人ほど消極的に賛成をするというふうな方がいらしたということでございます。

○吉川沙織君 お二人ほど消極的賛成という方がいらっしたということでございますが、今日現在、最近の基本的対処方針分科会の議事録、公表されているのは二月十八日までの分なんですけ

れども、その議事録を読むと、今年に入ってから基本的対処方針分科会はこれまでと違って、政府の諮問案に明確に反対をされている方が場合によっては複数いらっしました。ですので、反対が出る傾向があるにもかかわらず決定前に総理が会見をするというのは手続的にどうなのかなどいうのもあつて、先ほどお伺いした次第です。

その直近公表されている二月十八日の分科会では、オミクロン株に関して、まん延防止等重点措置の法的根拠に対する疑義が複数の委員から出されました。法改正も視野に入れた方がいいんじゃないかと、基本的対処方針全体を見直した方がいいんじゃないかと、こういう意見も出ましたので、それでしたら、立法府、行政監視機能を担う国会として、これらは重大な関心事項にもなります。

ですので、このような議論を共有した上で報告や質疑をこの場で行わせていただくことが、国会報告を形骸化し、実質化し、また政府のアカウンタビリティ向上にもつながるのではないかと思います。

三月十一日、新型コロナウイルス感染症対策分科会は、新規感染者数が高止まりしている、医療への負荷が低下すると見込めればまん延防止等重点措置を解除できるという新たな考え方をおおむね了承したとされています。今回の全面解除は

新基準に基づくものであると考えますが、これまでの措置について効果検証しないわけにはいかなと思います。

第五波と今回の第六波で大きく違うのは、例えば、これまで学校や保育園、高齢者施設で多数のクラスターが発生していませんでしたが、今回は発生しました。営業時間短縮が飲食店でのクラスター発生を抑制した側面はあったとしても、今回二か月にわたって規制を続ける必要があったかについて納得が得られたかといえば、言い難いと思います。また、学校や高齢者施設の機能を維持した上で行うべき感染防止対策も、これまでとの違い、さつきも答弁なさっていましたけど、マスク、三密避ける、手洗い、換気ですので、個人や各施設の自主的な取組に委ねていると言わざるを得ません。

そこで、今回解除されるということは、一旦高止まりしていても落ち着いたとの判断に基づくものだと思いますので、今回の飲食店の営業時間短縮の有効性について政府として検証してはいかがかと思うんですが、するべきかしないでおくべきか、お考えがあればお聞かせください。

○国務大臣（山際大志郎君） まず、丁寧な御報告を申し上げた上できちんと国会で議論をしなくてはいけないと、おっしゃるとおりだと思います。もちろん、この機会を使わせていただくのもそう

ですし、その他予算委員会を始め様々な場所で取り上げていただいて、そこで議論は尽くしてきたつもりでございますけれども、より丁寧な情報発信はしなくてはいけないということを変更したいと思います。それも心掛けたいと思います。

その上で、このまん延防止等重点措置で飲食店に対する措置というものがどうであったかという検証は、これまでも、当然、読んでいただいたように、そこに対しての御意見も相当出ておりますので、我々としてはやらなくてはいけないと思っております。

なので、不断にそういうことは続けていくわけでございますけれど、一つのことでは感染が制御できるということではありませんので、それだけが効いた、それだけが効かなかったという、そういう分析にはなかなかなりづらいのかなと、議論をずっと聞いていてそう思いますけれど、分析は不断に行っていていかななくてはいけないと思うし、やろうと思えます。

○吉川沙織君 是非お願いしたいと思えます。

客観的指標とかいう答弁をよくなさっていますけれども、例えば二月三日の基本的対処方針分科会でも意見出ていました。重点措置の対象地域と同様の流行があるが重点措置を実施していない県、例えば愛媛県についての比較検証をしてはいいか、でしょうかと、こういう意見がありました。ここ

ですと、例えばまん延防止等重点措置を実施した県とそうでない県の新規感染者数の推移ですとか病床利用率の推移というのは、確実に数字として取れると思います。

こういったものを、措置を行った、しなかったところで比較検証というのはできて、本当に今回のまん延防止等重点措置が効果があったのかなかったのかという測りやすい指標だと思うんです。こういったものはなさいませんか。

○国務大臣（山際大志郎君） これはあえて、御批判を受けるかもしれませんが、条件をそろえて様々なことをやらないと確かな分析にはならないというのは、これは当然でございます。その条件をそろえるということが実社会においてできるかという、できないわけなんです。

ですから、やったところとやれなかったところという比較は、当然参考になりますからやりやすくなりますが、やったところの条件とやらなかったところの条件を一緒にすることはできませんので、それが本当に分析結果として、検証結果として科学的に正しいものであるかという評価するのは相当難しいと思うんです。

ただし、比べることは必要ですし、やれますから、そういうことも含めて専門家の皆様方は日々分析してくださっていますので、それも否定せず、そういう分析も踏まえて、様々な次につなげら

れることはやりたいと思います。

○吉川沙織君 結局、専門家の方とかいろんな方が今回のまん延防止等重点措置の効果は少ないんじゃないのかとか薄いんじゃないかと言われるのは、やはりこれをやったから確実に減ったというのが見えないからであって、そこに納得感が生まれさえすればメッセージ性も強くなると思いますので、そもそも効果検証するときに、どの指標を客観的なデータとして使うのか、何を分析するかということも大事だと思いますので、是非、この一旦落ち着いたと判断しての解除だどこちらとしては判断していますので、しっかりやっていただきたいと思います。

そこで、解除するにしても、これから年度末迎えます。去年は三月十八日に一回目の緊急事態宣言、去年一回目の緊急事態宣言の解除の報告をこの場所で受けました。でも、四月二十三日、一か月後にはまた発出の国会報告をこの場で受けました。そうならないように、政府や専門家の方々が発出するメッセージの内容というのは非常に大事になると思います。

基本的対処方針分科会の中でも議論あったところですが、ピークアウトという言葉についてです。ピークアウトは人によって捉え方が異なりますので、この言葉を強調するべきではなく、資料としては使っていないこと等が議事録に残されています。

す。まん延防止等重点措置の適用を初めて議論した一年前も、まん延防止等重点措置のことをまん防と呼ぶのはいかがなものかという議論がこの場所であって、政府の発し方も、報道の報じ方も変わりました。

ですので、このピークアウトという言葉は、人によって物すごく捉え方が違うし、間違ったメッセージにもなりやしないかと思うので、その辺気を付けてやるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（山際大志郎君） 言葉が独り歩きするのは注意しなくてはいいけないと、そのとおりだと思います。ですので、どういう表現を使うかということによってどう皆さんにとらわれるかということを意識しながら政府は言葉を使わなきゃいけないと思います。

そのピークアウトという概念が決まったものがないという御指摘はきちんと受け止めた上で、正しく、事実に基づいて、今こういう状況ですという丁寧な説明を心掛けたと思います。

○吉川沙織君 専門家の方々は、やはりこのピークアウトという言葉が独り歩きしないかとかおっしゃっているんですけど、結局、記者会見で聞かれたらそれについて答えざるを得ないので、また間違ったメッセージになる。それが安心感を生みやしないかということもありますので、是非政

府の側から発していただく際は気を付けていただければと思っています。

先ほども申し上げましたけれども、去年一回目の緊急事態宣言の解除の報告は三月十八日、次、緊急事態宣言もう一回出すとなったのが、四月二十三日にこの場で報告を受けました。もう二度とそういうことを繰り返したくはないですし、この場で、まん延防止等重点措置であっても緊急事態宣言であっても、もう繰り返してはならないという思いがあります。

ただ、憂慮はしています。本当にこの高止まり状態がいいのかどうかしっかり見ていきたいと思いますが、証拠に基づく政策立案というのを今の政府は掲げていますので、それに基づく効果検証をしっかりしていただくことをお願い申し上げます。これからも立法府の側からしっかり見ていきたいと思っています。ありがとうございます。